

個人情報の取扱いに関する覚書

No.

(以下「甲」という)と株式会社ユニリタ(以下「乙」という)は、個人情報の取扱いに関して次のとおり覚書(以下「本覚書」という)を締結する。

第1条 (目的)

本覚書は、甲乙が業務を遂行するために開示を受けて受領した個人情報の適切な保護を目的として個人情報の取扱いに関する基本事項を定めるものである。

第2条 (定義)

1. 個人情報

本覚書における個人情報とは、個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報をいい、社員および顧客(以下単に「個人」という)に関わる氏名、住所、生年月日、メールアドレス等の記述、画像又は音声により識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む)と、これに付随して取り扱われる個人に関するすべての情報をいうものとする。

2. 機密情報

個人情報および個人情報の取扱い方法ならびに管理方法・手段(ID、パスワード、暗号等の内容を含む)は全て機密情報とする。

第3条 (情報の取扱い範囲)

甲乙は、業務を遂行するために相手方から開示され、知り得た個人情報および、機密情報を予め開示した相手方の同意を得た場合を除き、業務の実施のために必要な最小限の範囲を超えて、複製、複製、加工し、又は第三者に開示又は漏洩してはならず、また、業務の実施のために必要な最小限の範囲を超えて、個人情報にアクセスし、又は使用してはならない。

第4条 (善管注意義務・情報の保護)

甲乙は前条を履行するにあたり、以下の各号の規定を遵守するものとする。

- (1) 業務の遂行にあたり、善良なる管理者の注意義務をもって機密情報を取り扱う。
- (2) 業務の遂行に必要な書類・データについて、破損・損失のないよう、取扱いに十分注意し、機密情報の不正なアクセス、漏洩、盗用、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ合理的な措置を講じなければならない。

第5条 (従業員の監督)

甲乙は、従業員(自社の組織内にあつて、直接的であると間接的であるとを問わず、自社の指揮監督を受けてその業務に従事するものをいう)に、業務で相手方より開示された機密情報を取り扱わせるにあたっては、通信の秘密、プライバシー保護等にかかる事項について、関係法令および関係規定等を併せて遵守させ、機密情報の安全管理をはかるために、当該事業者に対し必要かつ適切な監督を行うものとする。

第6条 (再委託の制限)

甲乙は業務の実施のために業務の全部又は一部を協力会社に再委託する場合(以下「再委託先」という)がある。その際、再委託先に対し、本覚書に定める義務と同等の義務を負担させるとともに、その他機密情報の安全管理を図るために必要かつ適切な監督を行うものとする。

第7条 (報告および改善の指示)

1. 甲乙は、前条に定める再委託の際の義務の履行状況を確認するために必要な限度において、相手方に対し、口頭若しくは書面による報告、資料の提出又は視察の受入を求めることができる。
2. 甲乙は、前項による報告、資料の提出又は視察の結果、機密情報の保護管理が十分に図られていないと認めるときは、相手方に対し、改善を指示することができる。

第8条 (業務終了後の措置)

甲乙は、必要な業務が終了した場合、および個人情報が不要となった場合、又は相手方からの要求があった場合には、すみやかに個人情報を消去するか、又は相手方に返還するものとし、ファイルまたは個人情報書類等媒体物が存在する場合には、自己の責任において個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

第9条 (事故発生時の責任)

甲乙は、自己又は再委託先において相手方から開示された機密情報を漏洩、盗用、流出、紛失する等の事故発生の事実、又は発生の恐れがあると認められる時は、速やかに相手方に報告し、相手方の指示に従い、被害の拡大及び再発を防止するために必要な措置を講じなければならない。

第10条 (損害賠償)

甲乙は、相手方又は再委託先の責に帰すべき事由により前条の事故が発生した場合、相手方又は再委託先が本覚書に違反した場合、相手方に対し、当該事故又は違反により生じた損害について損害賠償請求することができるものとする。

第11条 (業務終了後の個人情報の守秘義務)

甲乙は、業務が終了又は解除された後といえども、業務上知った個人情報を、外部に漏らしてはならない。

第12条 (有効期限)

本覚書は締結日に効力を生じ、本覚書が終了した後も、前条に規定する個人情報の保護に関しては効力を有するものとする。

第13条 (管轄裁判所)

本覚書に関する訴訟についての第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

第14条 (規定外事項)

本覚書に定めなき事項又は本覚書の履行に際し疑義が生じた場合には、甲乙誠意を持って協議し、その解決にあたるものとする。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、各自記名捺印のうえ甲乙各1通保有する。

20 年 月 日

甲：

乙：東京都港区港南二丁目15番1号
株式会社 ユニリタ
取締役 秋山 幸廣